

提供体制の確保の方策について

子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、地域の実情に応じて質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保する必要があります。

国では、「待機児童解消加速化プラン」(平成25年4月19日総理公表)を策定し、「保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消を目指す。」こととしています。このことから各自治体では、これを踏まえて各年度における提供体制の確保の内容およびその実施時期を定めることとしています。

前回の会議(平成 26 年度第 1 回、平成 26 年 7 月 2 日開催)において、既存施設・事業での確保を基本とする方針を確認したところです。今回は、具体的な確保体制・方策を以下のとおり設定しました。

また、「量の見込み」と「確保方策」について、別表2のとおり一覧にまとめました。

1 特定教育・保育、特定地域型保育事業

(1) 1号認定

市内私立幼稚園の認可定員を基本として設定しました。

教育施設: 市内私立幼稚園(5園)の定員

	H27	H28	H29	H30	H31
定員	820	820	820	820	820

(2) 2号認定、3号認定

① 認可保育所

認可定員を基本として設定しました。定員は、認定区分ごとに設定する必要がありますので、直近の入所状況をもとに、各保育所の現在の職員配置状況に影響がでないよう、職員配置基準(0歳「3:1」、1・2歳「6:1」、3歳「20:1」、4・5歳「30:1」)を考慮し、設定しました。

保育施設: 市内認可保育所(9園)の定員

定員	0歳	1・2歳	3歳以上
770	57	282	431

②認定こども園への移行分

私立幼稚園から認定こども園に移行することを想定し、平成 28 年度以降について、保育機能分の定員を設定しました。設定にあたっては、現在実施している2歳保育事業を継続すると仮定し、対象は2歳以上としました。また、人数は、保育所の待機児童がない状況を考慮して最低限、認可に必要な数としました。なお、平成 27 年の2歳保育事業は、認可外保育施設として整理しました。

保育施設：認定こども園保育機能分の定員（平成 28 年度以降）

定員	0歳	1・2歳	3歳以上
36		24	12

③認可外保育施設・小規模保育事業

子ども・子育て支援新制度では、市町村が把握した「量の見込み」に対して、「認可・確認を受けた教育・保育施設、地域型保育事業」により対応することが基本ですが、当分の間は、これらに加えて、一定の施設基準に基づき運営費等の支援を行っている「認可外保育施設」による対応についても計画に記載することも可能としています。

このことから、へき地保育所3園のほか、幼稚園における2歳児保育事業（平成 27 年のみ）と認可外保育所2園を位置付け、定員を設定しました。なお、認可外保育所の3歳未満については、小規模保育事業（3歳未満・定員を19人以下）へ移行することを想定しました。

認可外保育施設

	0歳	1・2歳	3歳以上	計
へき地保育所3園		12	178	190
2歳児保育事業		24		24
認可外保育所(2園)			53	53
計		36	231	267

小規模保育事業

	0歳	1・2歳	3歳以上	計
認可外保育所(2園)	3	32		35

④前述の①～③により、2号・3号認定区分別年度別にとりまとめると、次のとおりです。

2号認定合計(3歳以上)

	H27	H28	H29	H30	H31
認可保育所	431	431	431	431	431
認定こども園移行分		12	12	12	12
認可外保育施設	231	231	231	231	237
計	662	674	674	674	674

3号認定合計(0歳)

	H27	H28	H29	H30	H31
認可保育所	57	57	57	57	57
認定こども園移行分					
小規模保育事業	3	3	3	3	3
計	60	60	60	60	60

3号認定合計(1・2歳)

	H27	H28	H29	H30	H31
認可保育所	282	282	282	282	282
認定こども園移行分		24	24	24	24
認可外保育施設	36	12	12	12	12
小規模保育事業	32	32	32	32	32
計	350	350	350	350	350

2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業(延長保育事業)

認可保育所 9 園の定員 $\boxed{770 \text{ 人}}$ としました。厚田・浜益区域においては、へき地保育所が行う延長保育にて対応することとします。

(2) 放課後児童健全育成事業

定員 $\boxed{510 \text{ 人}}$ を低学年から割り当て、残りを高学年としました。

(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

平成 25 年度実績の 58 人を用い、 $\boxed{60 \text{ 人}}$ としました。

(4) 地域子育て支援拠点事業

過去 3 年間における利用実績から、拠点ごとに最も利用の多かった月の利用人数の合計としました。なお、利用実績は大人と子どもの合計値で集計しているため、月の利用人数の2分の1の値を確保の内容としています。(利用人数の合計 3450 人→確保の内容 $\boxed{1725 \text{ 人}}$)

(5) 一時預かり事業

① 幼稚園での一時預かり事業(幼稚園型:在園児対象)

在園児を対象に行う事業で、市内すべての幼稚園で実施しています。在園児のすべてが利用できるため、定員×開所日数で確保量が算出できますが、より実態に即すよう、事業にかかる職員の配置実績から確保量を求めました。また、職員一人につき保育できる人数は、保育の職員配置基準(3歳「20:1」、4・5歳「30:1」)の平均を、開所日数は事業実施日数の平均を用いました。

職員数 13.5 人×職員一人あたりの保育人数 26.7 人×事業実施日数 258 日 = $\boxed{92996 \text{ 人日}}$

② 幼稚園以外での一時預かり事業(一般型等)

保育所での一時預かり事業として、実施園(光の子 10 人/日、緑苑台子どもの家 5 人/日、くすみ 5 人/日)の定員×開所日数で算出した値と、病児・緊急対応強化事業を除くファミリー・サポート・センター利用実績との合計値としました。

・一時保育の定員 20 人×開所日数 294 日 = 5880 人日

・ファミリー・サポート・センター利用実績 312 人→320 人日

・合計 $\boxed{6200 \text{ 人日}}$

(6) 病児・病後児保育事業

保育所での病後児保育事業(実施園はえるむの森)の定員×開所日数で算出した値と子どもの病気時のファミリー・サポート・センター利用実績との合計値としました。

・病後児保育の定員 4 人×開所日数 294 日=1176 人日

・ファミリー・サポート・センター利用実績 37 人→40 人日

・合計 1216 人日

(7) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター利用実績 255 人(H25 年度就学児分)を用い、260 人とした。

(8) 利用者支援事業

平成27年度中に市役所または、地域子育て支援拠点に子育てに関する相談員を配置することを想定しました。

(9) 妊婦健康診査

すべての妊産婦に対し、妊婦一般健康診査 14 回分、超音波検査 6 回分の公費負担を実施するため、量の見込みと同数としました。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

全戸訪問を実施するため、量の見込みと同数としました。

(11) 養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭に対して訪問支援するため、量の見込みと同数としました。